
平成21年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成21年12月17日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成21年12月17日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第90号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第91号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第5 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第93号 土地の取得について
- 日程第7 議案第94号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第95号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第96号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第97号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第98号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第99号 平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第100号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 陳情第8号 2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第15 陳情第9号 脳卒中対策基本法の早期制定について（陳情）
- 日程第16 陳情第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書

（追加議案）

- 日程第17 議案第101号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 発議案第25号 町村財政の確立・強化を求める意見書
- 日程第19 発議案第26号 2010年度国家予算に関する意見書
- 日程第20 発議案第27号 脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書
- 日程第21 発議案第28号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第22 発議案第29号 農業共済事業の健全な発展を求める意見書

- 日程第23 議長発議第30号 閉会中の継続審査の申し出について
日程第24 議長発議第31号 閉会中の継続審査の申し出について
日程第25 議長発議第32号 閉会中の継続審査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 議案第90号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第91号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
日程第5 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第6 議案第93号 土地の取得について
日程第7 議案第94号 町道路線の認定について
日程第8 議案第95号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）
日程第9 議案第96号 平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第97号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第98号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第99号 平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第100号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 陳情第8号 2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
日程第15 陳情第9号 脳卒中対策基本法の早期制定について（陳情）
日程第16 陳情第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書

（追加議案）

- 日程第17 議案第101号 南部町教育委員会委員の任命について
日程第18 発議案第25号 町村財政の確立・強化を求める意見書
日程第19 発議案第26号 2010年度国家予算に関する意見書
日程第20 発議案第27号 脳卒中対策基本法の早期制定を求める意見書
日程第21 発議案第28号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
日程第22 発議案第29号 農業共済事業の健全な発展を求める意見書
日程第23 議長発議第30号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第24 議長発議第31号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第25 議長発議第32号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷口 秀人君	書記	伊藤 真君
		書記	本田 秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	田中 耕司君
総務課長	森岡 重信君	財政室長	唯 清視君
企画政策課長	長尾 健治君	地域振興統括専門員	仲田 憲史君
税務課長	米澤 睦雄君	町民生活課長	分倉 善文君
教育次長	稲田 豊君	病院事務部長	陶山 清孝君
健康福祉課長	前田 和子君	保健対策専門員	櫃田 明美君
建設課長	三鴨 義文君	上下水道課長	頼田 泰史君
産業課長	景山 毅君		

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

5番、景山浩君、6番、杉谷早苗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第3 議案第90号

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議案第90号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。議案第90号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、人事院の勧告により南部町職員の給与改定し、条例の一部改正するものであります。

反対意見の内容でございますが、人事院に基づく給与引き下げをするものですが、デフレ経済の中ずっと引き下げられてきたが、民間との比較で引き下げをしているとのことだが、企業が労働者の賃金を引き下げたことが要因となっており、結果、デフレを招いた。これを回復するためには労働者の賃金を引き上げる必要があり、経済を立て直す必要があることから引き下げに反対する。

次に、賛成意見の内容でございますが、官が手綱になって給料を下げるのは経済を疲弊させるという意見と思うが、公務員の給与水準が低いときには上がっていたが、地方では民間企業の給与

水準を上回ってしまった現状があり、不公平感が否めない。この不公平感を是正するために、全国一律はおかしいとは思いますが、執行部と職員組合との合意もとれてることから妥当であると考えられる。企業でも売り上げが減少すると人件費を引き下げざるを得なくなる。同様に、民間が疲弊すると税収が少なくなるため、行政を支える力も弱くなり引き下げもいたし方ないし、原状の経済状況を考えていたし方ない。賃金カットもたびたびしており、ラスパイレス指数も92.7である。いつまでも職員に苦勞をかけてはいけないので、次年度にはこれまでを考慮に入れて考えていく必要があるが、現在の経済状況を考えるといたし方ない。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に1点だけお聞きしますので、よろしくお願いします。

議案提案に基づいて本会議でも質問の時間があり、機会がありましたので、そのときに質問がなされたわけですが、その中で、総額は年間で117万円の削減になるという答弁だったと思います、執行部の方で。金額からすれば、南部町経済から言やあほんのわずかな率にしかならないと思いますけども、先ほど賛成者の意見にもあったんですが、ラスパイレス指数からもいっても下がってるような状況であって、来年度からはやはりこれ以上引き下げることはどうかというような話もあったと思います。そういう中で、117万円という金額なんですけども、つまり、デフレの今の何というんですか、動き方はつまり、安い金額、そのため安い商品、そのためにもうけが少ないから賃金も安く抑えるという、いわゆる経済がどんどんどんどん疲弊していく状況が生まれてると思うんですよ。そういう中で、117万円の削減について、やはりどのような影響があるということが、もし委員会の中で出されたとすれば、そのことについて披瀝をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど117万円の影響どのくらいあるかということですが、そのような意見が出ておりませんし、また、そのようなことを聞き取りはいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論ありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案90号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを反対いたします。

理由は、先ほど委員長報告にもありましたけれども、日本の今の経済状況はデフレというふう
に政府も認定しているように、給与が下がり、物価が下がり、経済全体が失調していくというデ
フレスパイラルと言われるような状況をつくってきました。これは根本的には国の経済政策の間
違いによって引き起こされたと思っておりますけれども、そういう中、この過去11年間、人事
院勧告で引き下げが続いてきた影響が平均で給与に対する影響額で平均61万5,000円、1
人当たり平均ですね。こういう引き下げになってきたということが調査でわかっていると思いま
すけれども、人事院勧告は民間の給与に準拠したというので、労働基本権にあります公務員のス
ト権を与えないかわりに、その給与をそういう形で保障するといえますか、そういう制度に現行
なっておりますけれども、国の経済政策で、この構造改革で強いものがより強く、弱いものはど
んどん競争力を失って経済から落ちこぼれていくような状況がつけられてしまったわけです。そ
の中で、民間の給与がどんどん引き下がっている。それにあわせて公務員の給与も、先ほど言
いましたように引き下がっている。これはデフレの根本的原因だと私は考えておまして、これ
をそういうデフレのスパイラルの循環を断ち切るという意味から、こういう人事院勧告は民間との
関係でいえば一見よさそうに見えますけれども、このデフレ経済を、循環を断ち切るという考
えから立ちますと、こういうことはやるべきでないというのが私の考えでありまして、反対を
するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第90号の南部町職員の給与に
関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この人事院勧告に基づく職員給与の引き下げでありますけれども、人事院勧告はこの情勢適応の
原則に基づき、経済、そして雇用の情勢を反映して決定される民間の給与に準じて決定されるも
のであります。現在、景気の回復の兆しもない状態で、厳しい経済雇用情勢が民間の給与に反映
されていることは事実です。先ほどの反対意見にあったものでいきますと、賃金が引き上げるこ

とが必要だということだと思いますけれど、民間企業にとって社会的実情を踏まえれば、不利不合理的な現状であるというふうに思います。また、この人事院勧告に伴いまして、給与水準の低い若年層には給与の引き下げがなされていない配慮もされております。町民の安心・安全を守り、町の振興に精励されている職員の皆さんには大変申しわけなくと思いますが、現状からこの給与改正については賛成をさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第90号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第91号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について御報告いたします。

本議案の内容は、4月30日に健康保険法の一部改正により、条項ずれを生じたものでございます。これによつての患者さん本人の事務上の負担はほとんど影響がなく、また、医療機関の窓口で払う枠にも変更はない、このようなただ、条例のずれということでございます。

この件につきまして、反対意見というものは特にございません。

当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第92号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第92号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について報告いたします。

本議案の内容は、南部町市山1087-1番地にある農産物加工施設味工房えぶろんを平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間、あいみ富有の里地域振興協議会を指定管理者とするものであります。

反対意見の内容でございますが、公共施設を町が管理するのが自然な形であることと、指定管理することで一般会計予算が30万円程度増加していることで、財政的な面から見てメリットがない。以上の点から考えて直営がいいと考える。

賛成者意見の内容でございますが、地域振興協議会の力をかりて特産物をつくったり、イベントで使用したりなど、活性化を図ることから民間の力を活用する方がよいと考える。来年4月から3年間の指定で富有の里振興協議会が管理されるということでありましたが、優秀な方が多く頑張っていると思います。広報などもしっかりやっていただき、グループで使用していくことをつくり上げていくためにも、地元の方を中心にされてここを親睦の拠点として、また、自主財源の確保の観点から指定管理に賛成する。振興協議会も自立することが求められており、その手段の一つであると考えて。また、地元の活性化、町民が使用などの有効活用が地域の発展に貢献できると考えることから賛成する。

表決の結果、当委員会においては賛成3、反対1の賛成多数で原案を可決すべきものと決ま

した。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 総務常任委員長にお尋ねいたします。議案92号の公の施設の指定管理者の指定でございますけども、まず、今まで町直営でやっておって、今度指定管理をする議案が出ておるわけでございますけども、これについて問題点があったのか、なかったのか、1点。

それから、えぶろんを指定管理に出す理由が2点目です。

もう1点目は、一般的に指定管理等に出す場合に費用の軽減が求められるものと思っておりますけども、先ほどもありましたように人件費が33万6,000円計上してあります。今までの管理料からすれば上がるわけでございますけども、それについて人件費で計上してありますように、人の雇用があるのかどうかということをお尋ねいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。

1点目の問題があったのかということでございますが、問題点というものはございません。ございませんが、この議案でございますが、これは富有の里地域振興協議会が手を挙げられまして、そして今の事務所の方にも閲覧表に出ておりますが、指定申請書というものを提出され、また選定委員会で選定されまして、審査されまして今回の議案提案となったというに理解しております。

それから、利用ございましたか、2点目は利用ということでございますが、あげてたかな雑賀議員、利用、2点目は。（「出す理由です」と呼ぶ者あり）出す理由といいますと、先ほど言いましたように、やはり富有の里地域振興協議会が手を挙げられまして、そのプロセスの過程の中で順序を踏んでいけないけませんので、指定申請書を出されまして、その中で選定委員会の中で審査されて、くどいようですけども、今回の議案提案となったという経過でございます。

それから、3番目は、たびたび申しわけありません、もう一度。（発言する者あり）雇用でございますが、これは、この議決が通りましたら指定管理者が富有の里地域振興協議会になりますので、これは地域振興協議会で雇用されるのかされないのか、とりあえず今の段階では今の技術指導といいますか、えぶろん工房を担当される方の人件費として33万6,000円上がっておるわけでございますので、これは地域振興協議会の中で検討されるんじゃないかならうかと思っております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 井田委員長にお尋ねをいたします。直営でやっておりますと、多分、利用頻度が非常に少ないと思いますけど、どの程度利用がされておったでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 利用頻度ということですが、この実績といいますか、金額では一応聞き取りをしております。金額でよろしいでしょうか。（発言する者あり）金額はこれは人件費を除く金額でございますけど、18年度は約159万3,000円ほど上がっております。これは今の利用料を含めたあれ……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時20分休憩

午前9時20分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 実績でございますが、この利用料いうものを取っております、これが大体3年間で平均が78万ということになっております。この利用料っちゃうのは条例で決まっております、皆さんこれは御存じだろうと思っておりますけども、これは平成16年の10月1日、条例第141号で制定されております。ちょっと簡単に言いますと、豆腐加工、加工した場合ですね、これは製品1丁あたりに15円とか、みそ加工ではこうじ及び煮豆1キロあたりに75円とか、こういうふうにして条例で制定していただいている利用料でございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 利用料が非常に低いということですね。それと、仮にこれを振興区でやった場合に、どの程度利用、多分、頻繁に利用されると思っておりますけど、どの程度予想されておられますか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 今、どの程度見込んでおられますかということですが、これは、やはり議決になりますと指定管理者が富有の里振興協議会になりますので、振興協議会の中で努力をされるんじゃないかならうかと思っております。ですから、どれだけ見込んでおら

れるかということは聞き取りをいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今、年間の利用料というのを説明がございましたが、この施設を管理するのに年間どれぐらいな維持管理費がかかっているのか。その中に、現在は産業課で管理されておられますので、当然、管理にかかわる人件費というのは産業課の職員が公務の一環としてやっておるわけですから、それに付加をしていないわけではありますが、当然、公の施設として指定管理に出す場合、富有の里が指定管理で管理するわけでありますので、当然、その人件費部分も考えていかなきゃならないと思いますので、その点を踏まえて一体、これを年間管理するのどのぐらいな経費がかかるのか、その辺についてはどういうふうにお調べでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。これ皆さん、もう目を通していただいておりますが、事務局の方に指定申請書類というのは提出されていまして、閲覧ができるようになっております。この中で見ますと、この申請された内容を見ますと一応収入の方で町から指定管理委託料ということで110万、3年間で330万、これは一般会計の中で債務負担行為として330万計上されております。それから、利用料金等で85万ということで計195万、そして、支出の方で人件費、皆さん御存じのとおり年間33万6,000円、1日4時間、月10日ということで計算されて申請しておられるわけでございます。もろもろ含めまして195万、収入195万、支出195万の申請であります。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に質問いたしますので、よろしく願います。

先ほどだったんですけども、雑賀議員の質問の中でどういう問題があったのかということでは、はっきりとこうこうこういう問題があって、それで指定管理に出すんだということがなかったの、なぜ出されるのかということがよくわからないんですよ。もう一度、そこら辺がどういうことがあったのか、もし委員会でなかったら、議長を介して執行部の方へ聞いていただきたいというぐあいに要求します。

それから、1つ、賛成意見の中であったということで、いわゆる特産品というか、そういうことに力を入れてやりたいということだったんですけども、これはそういうグループがあって、今まで特産品をやりたかったんだけど、なかなか使用に関してできなかったけども、今度直営

から指定管理になったらそれが可能になるということが、そういうことの裏づけがあるのかどうなのかということが、これが2つ目です。

それから、先ほど質疑の中であったんですけども、いわゆる33万の person 費に充ててあるんだけれども、これは専門職でやるようなことが質疑の中であったんですけども、以前ですよ。だけれども、どういう人を充ててどうなるかということが、これは指定管理が承認されてから振興区の方で考えることだろうということ、これもはっきりとした担保というですか、そういうような裏づけというものが非常にわかりにくい点があるんですよ。この点について、どうなのかということ。

それから、1つは、町の持ち出しがふえるわけですね、今までこのえぷろんの運営に関していますとですね。中では差し引きすると、person 費、今まで産業課の職員の中からここに当たってたんだということだから、person 費の面を抜けば構わんということなんですけれども、しかし、町全体の財政面からいえば、新たにperson 費の部分かどうかわかりませんが、町が持ち出しするということになって、そうすればperson 費を考えなければ差し引きすると損失というんですか、ならんということなんですけど、そうしますと聞くんですが、町の今のこの係に当たっている職員が結局、それは削減するということなんですか、person 費として、町全体からいえば。そういうことでない限りは削減になるということには値しないと思うんですが、その点についてよくわかりませんのでお聞きします。

それから、利用料金はどういうぐあいになるのかということも改めてこれお聞きするんです。条例にあるんだけれども、この点がどういうぐあいになるのか、条例も当然変わってくるのかどうか、いや、これは利用料は変えないと、将来もというぐあいがちゃんと約束になってるかということ。この点についてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長です。先ほども言いました問題があるかないか、これはあるとかないとかいう問題ではございません。問題はありません。ただ、先ほど、くどいようなんですけれども、これは要するに富有の里地域振興協議会から、やらせていただきたいという手が挙がったわけでございます。その中で、プロセスを踏みながら申請書を提出され、そして認定委員会で審査され、それで今回の議案が上程されておるといふふうに私は理解いたしております。

それから、2番目には、これは何でしたかいな、これは……（発言する者あり）これは、そういういろいろ依頼があったとかそういう問題じゃなくて、くどいようなんですけれども、この議案が提

案されたということは、要するに富有の里地域振興協議会がやらせていただきたいと手を挙げられたわけですので、そういうグループから意見があるとかないとかじゃなくて、これからこの議案が議決されますと、やはり地域振興協議会の中で、ここを拠点にして地域の活性化とか、いろんな特産物の開発とか、また、町民全体の方に利用していただくという考えがある、私はそのように理解しておるところでございます。

それから、利用料金の問題を言われましたけども、皆さん御承知のとおり先ほど言いましたように、条例が制定されております。これは制定が改正されない限りは勝手には私はできないというふうに理解しているところでございます。

それから……（発言する者あり）いや、いや、ちょっと議長、ちょっととめてください。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前 9 時 3 2 分休憩

午前 9 時 3 3 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほどの利用料の件でございますが、これは条例が平成 16 年の 10 月 1 日、141 号ということで制定されておりますので、この条例が改正されない限り利用料は変えられないというふうに理解いたしております。

それと、もう 1 点でございますが、職員の問題の人件費のことを言われましたけども、私はこの職員の方が、今、私が理解しておるところでは一応施設の管理、それから技術指導ということで、3 人の職員で対応されておるというふうに理解しております。ですから、これが富有の里指定管理者になりますと、この 3 人の方は今の産業振興のために、十分また頑張っていたきたいということで私は理解しているところでございます。というのは、今までそういうえぶろん工房で施設管理とか、それから技術指導やった時間があきますので、それを産業振興のために十分頑張っていたきたいというふうに私は理解いたしております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 委員長から答弁いただきましたが、もうちょっと深めたいと思いますので、再度お願いします。

実は、私がこだわるといふものは、町条例の中で財務の中で条例があるわけですが、指定管理に

関する条例で。その中の第6条の2項にこう記載されているんですよ。この点についてどうなったのかということをお聞きするんです。ちょっと2項を読みますと、事業計画書の内容が当該町の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該町の施設を管理する業務に係る経費の節減を図るものであることというぐあいになってるんですよ。この条文から照らしますと、えぶろんが手挙げというんですか、希望されて、私の方に指定管理をさせてくれという申し出があって、その中で審査されて、そういうぐあいにこのたびの議案に出たんですけども、しかし、3年間で330万ですから年間にすれば110万の町財政はふえるわけなんですよ、支出がね。この条項からいいますと、これからするとどうなのかということなんですよ。あわせて、そうしますと、これが今までの平均でトータルですと78万の利用料があったということなんですよ。これで利用料金等の収入の方が85万円なんですよ。金額とすればこれだけの差額ですよ、いわゆる80万としますと5万円の年間アップで、支出の方は110万円出るということなんですよ。私が本当にちょっとわからんなどというのは、理由がはっきりしないに出すということ、つまり、えぶろんの方が希望してお手挙げしたんだから、それでじゃあそうしましょうかということになるんですけど、結果、これでやりますと富有の里の方へ年間110万円のお金が回っていくということなんですよ。それで、雇用の面でどうなのかということけども、それはえぶろんの方が指定管理を受けてからということなんだけれども、そこら辺の110万円のお金が一体どうなるかということがそれがわかりませんので、そこをもう一度説明をいただきたい、このことです。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。くどいようでございますが、費用対効果のことを言っておられるんじゃないかというように私は思うんですが、やはり今まで職員が3人、このえぶろん工房に携わっておられたと、そうしますと指定管理者が富有の里地域振興協議会に移りますと3人の方の時間、極端に言いますとその時間が産業振興のために本当にまた頑張っていただけじゃないかと、これは費用対効果に値しないまた重要な部分ではないかと思っております。

それから、地域振興協議会に指定管理をしますと、これは費用対効果よりか、また地域活性化とかいろんな問題が私は生まれてくるというふうに理解しております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか、討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第92号、公の施設の指定管理者の指定についての議案に反対をいたします。

理由は、今回町の直営から指定管理に変更することによって、新たに30万円程度の指定管理料として多く町が支出することになります。過去3年間の平均の施設管理経費と施設利用料収入との差は、これまで80万円程度でありました。これで今回指定管理料は110万円と設定されておりまして、この差額が30万円、これが新たな支出の増になると思います。町の直営では町職員が施設管理をしておられますが、これを指定管理にしても町の財政を軽減することにはなりません。南部町の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例6条1項の2、先ほど亀尾議員が引用されましたけれども、この内容は、事業計画書の内容が当該町の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該町の施設を管理する業務に係る経費の節減を図るものであることと規定しています。この規定に照らせば、今回の議案は合理性がないと思います。

そして、指定管理を希望されている団体は、施設の有効利用について町直営であってもどんどん活用していただけたらと思います。でありますから、そのようにどんどん有効活用していただけて町のいろんな特産品の開発だとか、そういうことに大いに活用していただければいいと考えております。でありますから、町直営が望ましいということで、以上の理由から議案第92号に反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 私は、議案第92号の指定管理者の指定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは賀野地区にあります農産物加工施設えぶろんの管理運営を同地区にあるあいみ富有の里地域振興協議会に指名指定により委託するものとなっております。昨年の財政運営協議会において、指定管理制度とは公営施設の管理運営を原則公募により官から民に移行することで、サービスの向上や、管理費用を軽減するなどを目的とした制度であります。あわせて地域雇用、地域住民の受益、管理施設この場合えぶろんですけれど、の持つ教育機能、サービスの維持と向上などを優先して考えていくことが最重要であると。指名指定の考え方について、地域に根差した施設や町民の利用を主目的とした施設については、長期的視野で育てていく必要があ

るものや、町民の利用が主目的である施設は地域の団体から募集があることが望ましいという答申もなされています。まさに、このあいみ富有の里地域振興協議会は、賀野地区の地域の連帯と活性化を図り、地域の住民が将来とも安心して生き生きと暮らすことができる地域をつくるということを目的として、積極的に日々活動を続けておられます。

ホームページにも出てたんですけど、先日、富有塾というのが開催されて、この農産物加工施設えぶろんを設計をされた担当の方を招いて、この施設の秘められた熱い思いの講演があって皆さんも感動して、この施設を本当に有効的に利用していかなくちゃいけないという意思統一がなされたということも聞いております。そういった面から、人件費につきましては、これは今後指導していくための人件費であって、今までの町職員が使ってた人件費とは違う目的で要求もされているということもあります。このようにやる気、元気のあるあいみ富有の里振興協議会は最適な管理者であるというふうに思い、この議案には賛成をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、反対者の発言を許します。（「賛成者は」と呼ぶ者あり）ありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 先ほど来、共産党の植田議員がおっしゃいましたが、あなたの反対討論はやる気をそぐ、それ以外の何物も求めていないという反対討論です。一生懸命やろうとしてる富有の里をあなたは不要の里だというふうに言っておるわけです。（発言する者あり）要するに……（発言する者あり）非常に彼らの一生懸命の気持ちをそぐそれだけのものでありまして、全く反対の意味がないと……（発言する者あり）私は思います。それをもって……（「議長、議長、議長」と呼ぶ者あり）賛成すべきというふうに思います。以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員。

○議員（4番 植田 均君） 不要の里などというような言い方してませんよ。何を言ってるんですか、ちょっと取り消してください。

○議長（石上 良夫君） 青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 不要の里とあなたが言ってるんじゃないくて、不要の里というような発言としか思えないというふうに言ったわけでありまして、もしそれが間違っていましたらその部分に対しては訂正をさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥議員、誤解を招くようなこともありますので、十分発言には注意をして発言をしていただきたいと思います。

○議員（8番 青砥 日出夫君） わかりました。

○議長（石上 良夫君） 反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 反対討論いたします。反対討論、亀尾です。先ほどから賛成、反対の討論があるんですけども、私は反対の討論にくみするんですけども、実は活性化というんですか、特産品をつくるだとかそういうことが富有の里がお手挙げをしてということで、審査の結果、こういうことをされたらと、指定管理をやろうということになったようなことなんですけども、質疑の中でもあったんですけど、今までどんな問題があっていけなかったのかということがはっきりと出てないんですよ。しかも、町財政全般から見ますと、支出がふえるということなんですよ。本来のこの指定管理の国の目的というんですか、町のこの条例にもあるんですけども、財政のことも言ってるわけなんですよ。そういう中で、はっきりと理由がないという中で、ただお手挙げしたからということでやるなんていうことは、非常に安易であるというぐあいには私は感じるんですよ。そういう中で、私は反対するものです。

それと、専門的なことで今後発展するということなんですけども、じゃあ今までのここで町の職員がやってたのも……（発言する者あり）本当にそういうことに欠けていたとかということをおもいますよ。そういうことは絶対になかったと思うし、それと地域の人の活用というんですけども、町全般の人が活用するのに何も阻害されたことはなかったわけなんですよ。あくまでも、南部町全員が利用することについては制限もされてないし、そういうことであるからということで、私はこの指定管理のこの議案に対して反対するわけです。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今、亀尾議員が長々と反対の理由を述べられましたが、私は板井議員がこの施設を地域に指定管理出すことに賛成の意見を明快に言われました。私は、板井議員の発言が全くそのとおりだというふうに思います。それをもちまして、この案につきましては賛成いたします。以上です。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 反対者の発言ありませんか。

○議員（9番 細田 元教君） 賛成だけ。

○議長（石上 良夫君） 賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 議案 9 2 号、これは会見のありますえぶろんを指定管理に出す議案でございますが、いろいろ反対、賛成討論ございましたが、要は基本的に民ができるものは民でまじょうと、民ができないものは公でまじょうというのが根底にございます。あくまでも私は、町はそういうコーディネーターをできるようにして、こういうところに一生懸命財力と技術と才能と人件費を投入すべきだないと。それは、あいみ富有の里がこれは受けて、それが自由自在にできる、これを支援するのが町の役目だと私は思います。ましてや、あいみ富有の里は本当に特色のあるすごい地域振興区で、田貝会長を中心に一致団結して私たちの住んでる町を何とかしよう、ある資源を活用してやろう、そのための施設がえぶろん加工工場であると。そこで特産品をつくって自主財源をつくりみんなが立派な町にしようという一つの拠点なんです。これを町がバックアップして支援する、当然なことだと思います。33万って言われましたけど、町の職員はこれを張りついたら33万じゃ終わらんとおもいますよ。そのようなことで、あいみ富有の里の将来をかけた、また絶対できるという自信を持ったこういう公の施設の委託でございます。よって、この議案は賛成すべきと思います。まして、地元の会見の議員さんが反対するということは、私は意外でございました。むしろ、賛成して協力すべきじゃないかと……（「そうだ」と呼ぶ者あり）私は思って賛成いたします。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 9 2 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前 9 時 5 0 分休憩

午前 1 0 時 5 3 分再開

○議長（石上 良夫君） 開催します。

日程第 6 議案第 9 3 号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第93号、土地の取得についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。議案第93号、土地の取得について報告いたします。

本議案の内容は、天津運動公園が180号バイパス新設工事にかかるために移転用地として、山林、原野、1万3,132.07平米を2,929万1,587円で取得するものであります。

反対意見の内容は、本議案幾らで取得するというもので、単価が妥当かどうか審査しないといけないから、単価が示されないと判断できないので反対する。

賛成意見の内容でございますが、県が妥当な単価を模索し、これが妥当かどうかわかりませんが、県が出している単価は通常の価格より有利であると聞いている。財源をいただいて新しい土地を取得し、運動公園を造成するものであり、今までより面積も広くなり使いやすくなる。住民の方が使用される施設は早急に対応する必要がある。

表決の結果、当委員会においては賛成3、反対1の賛成多数で、原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に2点だけお聞きします。この買収予定というか、運動公園になる土地の中で、ここで上がっていますのは山林及び原野となっております。その山林と原野の面積と、それから町有地が入ってるんじゃないかと思うんですが、もしありましたらその面積が幾らかということ、面積だけお聞きしますので、よろしくお願ひします。

それから、もう1点は、この説明の中であるんですけども、運動公園の整備の分が山切り、それから設計場内整備としてお金が県の方から来るようになっておりますが、その範囲でやるんだけれども、もし予算が余計かかったとする、経費が。それについては県が面倒を見てくれるのかどうかというこの2点をお聞きしますが、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。3点の質問ございました。答弁してまいります。

山林及び原野の面積でございますが、山林が1万2,377平米、原野が755平米であります。

それから、予定地に公有地、赤線でございますが、これの面積でございますが、400平米でございます。

また、24年度完成目指しておりますが、場内整備で4,700万予定しておりますが、これがオーバーした場合に県が負担するのかもしれないということでございますが、皆さん御承知のとおり今現在の天津運動公園を有利な価格で買い上げていただいておりますので、現在としては場内整備4,700万円……（「70万」と呼ぶ者あり）4,070万円ですね、失礼しました。4,070万円の範囲内で整備する予定で理解いたしております。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第93号、土地の取得についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第94号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、議案第94号、町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長、赤井でございます。議案第94号について報告いたします。

本議案は、県道主要地方道西伯根雨線の工事完成、全線開通に伴いまして旧道金山線、起点東上字峠口1335-2地先、終点東上字牛子山1364-2地先の間1,271メートルを道路法に基づき町道として払い下げるものを議決を求めるものでございます。

これにつきまして討論、表決の結果、当委員会におきまして、原案を全員一致で認定すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第94号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第95号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第95号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。議案第95号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）、連合審査について報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,242万3,000円を追加して、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ66億5,348万4,000円とするものであります。

これは連合審査になっておりますので、総務常任委員会の所管としての主なものでございますが、庁舎太陽光発電及びLED照明器具設計委託料が600万円、議場音声システム改修工事が785万4,000円、住宅用太陽光発電システム補助金10件分でございますが、これは300万、全国瞬時警報システム改修工事が417万円でございます。公共施設整備基金積立金として2,087万円などであります。

反対意見の内容でございますが、債務負担行為でえぶろんの指定管理料が計上されており、指定管理にも反対の立場であるので、この議案に反対する。地域の方が利用されるのはいいと思いますが、指定管理する必要がない。

賛成意見の内容でございますが、指定管理に移行することで人件費部分が増加することから反対意見が出されましたが、これまで職員が管理していたことと、今後、管理いただく方の人件費を勘案しても費用対効果の観点から、そのレベルの管理をしていただけたらと思う。指定管理の点から反対されましたが、町民の方が利用される施設となることを望み賛成します。役場が管理するのではなく、地域の方が管理することで新しいものが生み出されることを期待する。

表決の結果、当委員会においては賛成3、反対1の賛成多数で、原案を可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長、杉谷です。議案第95号、民生所管について御報告申し上げます。

本議案の主な内容ですが、歳入は法制改定による国、県の負担金や実績に伴う補助金などの増減でした。

歳出の主なものとしたしましては、実績に伴って国、県への返還とか、障がい者福祉費、これは他町村への利用の負担分、それと報酬単価の支援助成給付の助成などがあり、高齢者福祉費では南部箕蚊屋広域連合の負担金などがありました。児童にかかわるものとして児童福祉手当24名分が追加され、町外への保育所の入所委託料4人分が計上されております。また、ひまわり保育園の滑り台、花壇の腐食、トンネルの入り口のぎざぎざなどの修繕とか、さくら保育園の産休代替の非常勤保育士加配による保育士補助員にかかわるものなどございました。

反対意見は特にございませんでした。

当委員会においては全員一致にて、原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 続いて、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長、赤井でございます。議案第95号、この会計補正予算につきまして、経済常任委員会所轄のもの審査について報告をいたします。

歳出の主なものは緑水園の委託事業、管理費の関係でございます。それから、農業施設費、西伯プラザの管理事業に伴う補正に対するものでございますが、これは討論、表決の結果、原案を全員一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務委員長に2点お聞きしますので、よろしくお願いします。

議案書の10ページなんですけども、10ページの13の委託料のことでなんですけども、庁舎太陽光発電設備及びLED照明器具工事設計委託料、合わせて600万が計上されております。2つありますけど、それぞれの内訳がわかりませんか、そのことをお聞きします。

それから、2つ目なんですけども、同じページの備品購入費の中で、ETC車の載せるということで、これ町長公用車で金額が2万5,000円ですが、これの必要性ですね、これがどうなのかということについて、どうであったのかということについてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。

まず、1点目でございますが、この委託料でございますが、庁舎太陽光発電及びLED照明器具工事設計委託料600万円の内訳という質問でございますが、これは法勝寺庁舎及び天萬庁舎に、先ほど言いましたように太陽光発電及びLEDの照明器具工事を行うための設計委託料でございますので、今の時点でこの内訳は何ぼ、こうだこうだということは決める段階ではないというふうに理解いたしておるところでございます。

それから、2点目のETCでございますが、これは町長公用車に取りつけたものでございますが、これ実績をちょっと見ますと、平成20年度では高速道路使用と申しますか、6回利用がしてあります。それから、21年度きょう現在まで4回高速道路を利用しておるということでございます。そうしますと、メリットは何があるかということを考えてみますと、料金の問題がまず安くなるということと、時間短縮ということがございます。それと事務の効率化、これは考えられると。こういうメリットから考えますと、費用対効果から考えますと、これ2万5,000円でしたかな、2万5,000円かかっておりますので、十分に費用対効果ですか、これがあるというふうに理解しているところでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1回確認なんですけど委員長、600万、いわゆる設計委託料なんですけども、これは別個だなくて一くくりで出すということは、設計は1社の方を絞ると、合算でやるというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。今の設計をどこに出すかということは聞き取りやってませんが、出すとすれば一括でやられるというふうに理解いたしております。以上で

あります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 議案第 9 5 号、一般会計補正予算に反対をいたします。

理由は、先ほど委員長報告でもありましたけれども、えぶろんの指定管理にかかわる債務負担行為の補正で、3 年間の指定管理料を債務負担行為で行うということで、3 年間分が 3 3 0 万ということになっておりますけれども、簡潔に言えばやっぱり先ほどのえぶろんのところの指定管理でも言いましたように、町が新たに負担がふえる、税金といいますか歳出をふやすという中身になっているということで反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。先ほどの反対の意見なんですけれど、先ほど議案第 9 2 号で賛成多数で可決されたものであって、さらにまた、この予算のところで反対をするというのはおかしいのではないかなというふうに思いますし、また、この中では先ほど全員一致で決まりました天津運動公園の敷地等を買収するという中に、県からの補償金が入ってくるというような大事な部分も含まれております。そういった点から、この議案の 9 5 号については賛成の立場で述べさせていただきました。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第 9 5 号、平成 2 1 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 6 号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、議案第96号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第96号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

本議案は、補正額3,934万1,000円のもので、これは額の確定と今後の見込みなど、実績を考慮したものです。

主なものとして、一般被保険者療養給付費として5,789万5,000円が計上されておりますが、これは後期高齢者制度などによる影響で、人数の把握が非常にしにくいことに起因しているものです。給付費全体は微増傾向にはありますけれども、大きな変化があったものではございません。また、国民健康保険基金より2,475万5,000円の繰り入れがありました。これにより基金残高はおよそ1億5,700万円ほどになりました。

当委員会では反対意見も特になく、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第96号、平成21年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第97号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、議案第97号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長、赤井でございます。議案第97号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算についてのものがございます。

これは一般管理費の消費税、そして維持管理費の補正に伴うものの補正でございます。これにつきまして御説明申し上げますと、県道福頼市山伯耆大山停車場線改良工事に伴う圧送管設計委託料55万円、そして、改良工事に伴う下水管本設工事の請負費の減額154万1,000円にするものがございます。

これにつきまして、討論、表決の結果、当委員会におきまして、原案を全員一致で可決すべきものと決しましたので、以上、報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第97号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第98号

○議長（石上 良夫君） 日程第11、議案第98号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長、赤井でございます。議案第98号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計の補正予算の件につきまして報告いたします。

この補正の中身は、汚泥の減容化に伴うこれは技術改良等によりまして減額になるものでございます。これによりまして処理場の維持管理費委託料が144万9,000円が減額となります。

その関係でございまして、当委員会で表決の結果、原案を全員一致で可決すべきものと決しましたので報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第98号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第99号

○議長（石上 良夫君） 日程第12、議案第99号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長、杉谷です。議案第99号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案は、補正額111万1,000円で、4基を見込んだものでした。

反対意見もありませんでしたので、当委員会において、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第99号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第100号

○議長（石上 良夫君） 日程第13、議案第100号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第100号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案は、補正額6万1,000円で、制度改正による納付書にかかわるものです。今年度、軽減措置などにより金額の変更があった方は年金より特別徴収、これは引き落としの方ですが、そういう方であっても普通徴収、これは納付書にでするものです。このように変わっておりますので、この事務費繰り入れ電算処理業務委託料です。

反対意見は特にございませぬ。

当委員会においては、全員一致にて原案を可決すべきものと決しました。

○議長（石上 良夫君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論は終結いたします。

これより、議案第100号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 陳情第8号

○議長（石上 良夫君） 日程第14、陳情第8号、2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。陳情第8号、2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情について報告いたします。

本陳情の内容は、子供たちに豊かな教育を保障し、家計基盤の弱い家庭への子供に係る給付拡充などの施策の実施が必要であり、また、家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないための公教育の基盤充実が不可欠であるが、義務教育費国庫負担金の負担割合が縮小されたことや地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、教育条件の自治体間格差の是正が急務である。

また、教職員の勤務実態の改善も喫緊の課題であり、教育予算を国全体として、しっかり確保・充実させる必要があるという、実現のための陳情であります。

意見でございますが、いろいろございまして、日本の教育予算は低く、高校の授業無料化は先進国では当然に行われている。政権が変わり、教育予算を拡充すると言っており、予算の問題もあるが、教育予算の拡充は必要であり賛同する。内容は必要であるが、高校無料化は民主党のマニフェストにもあり、その方向で進んでいる。このような状況からもう少し状況を確認し、意見書の提出対応をする必要がある。子供と向き合う時間がない。学校の業務に追われて、子供と対面する時間がないのが問題で、教育現場でも悲しい事象が発生する現在、学校でも余裕を持って指導するなどの観点から採択すべきと考える。財源の確保が困難であることが現状であり、財源

にかかわらず意見書を提出してもいいと思うが、政府も意見がかみ合っていない状況の中で、予算編成にかかって政府の関心が薄いと思われる中で、様子を見てもいいのではないか。南部町議会の意思として様子見にならないように採択していくのが妥当である。という、いろいろな意見がございましたが、表決の結果、当委員会におきましては、全員一致で採択すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第8号、2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を採択いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第15 陳情第9号

○議長（石上 良夫君） 日程第15、陳情第9号、脳卒中対策基本法の早期制定についてを議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第9号、脳卒中対策基本法の早期制定について（陳情）について報告いたします。

本陳情の内容は、高齢化社会を迎え、脳卒中は大きな社会的課題となってきたことや、脳卒中を予防し、また後遺症を減らすためには一人一人が正しい知識を持ち、有効な治療を迅速に受けることが必要であります。そして、脳梗塞に対する効果的な治療薬である血栓溶解薬も開発され、既に医療保険適用になっております。しかし、救急搬送体制など多くの問題があります。

これらのさまざまな問題解決には一貫した理念と方針のもとで、国を挙げて各種対策に取り組

むことが不可欠であると言えるのではないのでしょうかという、このような理由でございました。

脳卒中对策基本法の早期制定を求められた陳情です。

当委員会においては、全員一致にて採択し、意見書を提出するものと決しました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第9号、脳卒中对策基本法の早期制定についての陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第16 陳情第10号

○議長（石上 良夫君） 日程第16、陳情第10号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。陳情第10号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書について報告いたします。

本陳情の内容は、改正貸金業法を早期に完全施行するとともに、自治体での多重債務相談体制の整備のための相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援し、個人及び中小事業所向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させ、ヤミ金融を徹底的に摘発を求める陳情であります。

意見はございませんでした。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で採択すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論も終結いたします。

これより、陳情第10号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第17 議案第101号

○議長（石上 良夫君） 日程第17、議案第101号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、町長君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。議案第101号、南部町教育委員会委員の任命についてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町福成1106番地。氏名、野口宣友。生年月日、昭和16年6月17日。任期は平成21年12月22日から4年間でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第101号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第101号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議ありますので、起立により採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議員（9番 細田 元教君） 議長、ちょっと待って。

○議長（石上 良夫君） はい、何ですか。

○議員（9番 細田 元教君） 基本条例9条を使わせていただきたい。議会基本条例。

○議長（石上 良夫君） どのようなことを……（発言する者あり）求められますか。

○議員（9番 細田 元教君） 反対討論も賛成討論もない中で異議があるって言われたら、どのような異議があるかお聞きしたいだけです。

○議長（石上 良夫君） それでは、基本条例9条によります皆さんの理解を得るため、細田議員の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案第101号、教育委員会任命についてでございますが、今、質疑も討論もございませんでして、採決する前に異議がございました。採決するようになりましたが、共産党議員団さんにどのような、大体、異議があるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私どもは、教育委員はやはり公選制をやっぱりすべきだという立場から異議ありを申し述べたのでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 公選、公選何だったかいな。（「公選」と呼ぶ者あり）公選って選挙すること。（「選挙だ」と呼ぶ者あり）そうするために異議があると。それは討論とか、意見にはなしなんですね、そういうことなんですか。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 反対にあった場合、反対というんですか、異議ある場合の討論ということはなくても、採決に対しての態度で、それであらわすということで結構と。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） ほかに意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第101号については御異議がありましたので、起立により採決い

たします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 1 8 発議案第 2 5 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 8、発議案第 2 5 号、町村財政の確立・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、青砥日出夫君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、青砥日出夫君。

○議会運営委員長（青砥 日出夫君） 議会運営委員長、青砥でございます。

発議案第 2 5 号

町村財政の確立・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員長

青 砥 日出夫

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

別紙

町村財政の確立・強化を求める意見書（案）

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいる。

しかし、極めて厳しい財政状況の下、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や、地方交付税の復元・増額など、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は、地方税収における地域間格差の解消を図り、町村財政基盤を強化するため、下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

1 平成22年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が増大を続ける中、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映した上で地方交付税総額を復元・増額するなど、地方税財源の充実確保及び地域間格差の解消を図ること。

2 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の暫定税率の廃止にあたっては、各町村にかかる減収額を的確に把握して、全額を国費で補てんすること。

また、自動車取得税の廃止にあたっては、同税の約70%が市町村に交付されていることから、当該交付金に相当する額を国の責任において全額補てんすること。

3 揮発油税及び軽油引取税を「地球温暖化対策税」に改める際には、事前に地方と協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

財務大臣

総務大臣

以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第26号

○議長（石上 良夫君） 日程第19、発議案第26号、2010年度国家予算に関する意見書を

議題といたします。

提案者である総務常任委員長、井田章雄君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。

発議案第 26 号

2010年度国家予算に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年12月17日 提出

提出者 南部町議会総務常任委員長

井田章雄

南部町議会議長 石上良夫様

別紙

2010年度国家予算に関する意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えています。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要です。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないための、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税消滅の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など拡がる教育条件の自治体間格差の是正が急務です。

また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 家庭所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響がでないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置をおこなうこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。
4. 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
5. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年振りに実施した文科省の勤務実態調査の結果を施策に反映し、実効ある超勤縮減対策をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

内閣総理大臣

財 務 大 臣 様

文部科学大臣

総 務 大 臣

以上であります。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 青砥です。質疑ではないですが、この意見書の上から9行目、地方交付税削減の「さく」がちょっと違うんじゃないかなと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 委員長、確認してください。

休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。ちょっと文言に間違いがございましたので、訂正させていただきます。今の9行目のところですね。地方交付税「消滅」になっていますが、これは「削減」に訂正させていただきたいと思います。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） この意見書の中で文科省とか、超勤縮減対策とかっていう短く縮めてしまった言葉が使われておまして、これは余り……。

○議長（石上 良夫君） 景山議員、マイク向けてください。

○議員（5番 景山 浩君） これは余り適切ではないのではないかと。文部科学省とか、超過勤務縮減対策というふうに変えられた方がよろしいのではないかなと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど文部科学省のことを文科省と言いましたけども、やはり正式な名前でしたいと思いますので、削除していただいて「文科省」を「文部科学省」というふうに訂正させていただきたいと思いますし、それから記のところの5番目で「超勤縮減対策」ということを言うておりますけども、これは「超過勤務縮減対策」というふうに訂正させていただきたいと思います。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告のとおり訂正いたしたいと思いますので、よろしく願います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第27号

○議長（石上 良夫君） 日程第 20、発議案第 27 号、脳卒中对策基本法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生常任委員長、杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。

発議案第 27 号

脳卒中对策基本法の早期制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 21 年 12 月 17 日 提出

提出者 南部町議会民生常任委員長

杉 谷 早 苗

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

別紙

脳卒中对策基本法の早期制定を求める意見書（案）

高齢化社会を迎え、脳卒中は大きな社会的課題となってきた。脳卒中を予防し、また後遺症を減らすためには、一人ひとりが正しい知識を持ち、有効な治療を迅速に受けることが必要である。

脳卒中の中でも、これまで根本的な治療がないとされてきた脳梗塞の発症が最も多く、高齢化や生活習慣の欧米化に伴って増え続けている。こうした中、脳梗塞に対する効果的な治療薬である血栓溶解薬（t-PA；日本では平成 17 年 10 月から医療保険適用）が開発された。しかし、我が国では脳梗塞患者のわずか 2%しかこの有効な新しい治療を受けていないのが実情である。その理由は、この治療は発症 3 時間以内に開始しなければならないが、現在の救急搬送体制がこの治療に適した体制になっていないことや、啓発活動が不十分なために住民に知識が普及していないからである。

これらの課題を解決するには、救急搬送体制と医療体制の整備・連携、そして、教育の場等を活用した啓発が必要となってくる。くわえて、予防のための活動やリハビリ、患者と家族の生活の質の向上と社会参加の支援についての施策を実施し、救急搬送体制や医療・社会福祉資源などの整備を地域の実情に合わせて行うことが必要である。そのためには、一貫した理念と方針の下

で、国を挙げて各種対策に取り組むことが不可欠であると言える。

こうしたことから、本町議会は、脳卒中对策を推進するための制度として、以下のとおり脳卒中对策基本法を早期に制定されるよう、強く要望する。

記

1. 脳卒中对策基本法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 様

衆議院議長

参議院議長

以上です。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 発議案第28号

○議長（石上 良夫君） 日程第21、発議案第28号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務常任委員長、井田章雄君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長、井田でございます。

発議案第 28 号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 21 年 12 月 17 日 提出

提出者 南部町議会総務常任委員長

井田章雄

南部町議会議長 石上良夫様

別紙

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）

経済・生活苦での自殺者が年間 7,000 人に達し、自己破産者も 18 万人を超え、多重債務者が 200 万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱にする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008 年の自己破産者数も 13 万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990 年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸金を伸ばし、その結果、1998 年には自殺者が 3 万人を超え、自己破産者も 10 万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅な

どである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長様
多重債務者対策本部長
金融担当大臣
消費者政策担当大臣
国家公安委員会委員長

以上であります。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 発議案第 2 9 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 2、発議案第 2 9 号、農業共済事業の健全な発展を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、青砥日出夫君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、青砥日出夫君。

○議会運営委員長（青砥 日出夫君） 議会運営委員長、青砥でございます。

発議案第 2 9 号

農業共済事業の健全な発展を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員長

青 砥 日出夫

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

別紙

農業共済事業の健全な発展を求める意見書（案）

政府の行政刷新会議による事業仕分けで農業共済の共済掛金国庫負担金および農業共済事業事務費負担金について、いずれも「三分の一程度の予算要求の縮減」との評価が下されました。

農業は自然に左右されることが最も大きい産業で、わが国は風水害、冷害などの気象災害に頻繁に見舞われます。このような災害から農家の経営を守り、農業の自律的な発展を支えているのが、農業共済制度です。農作物の被害率は一般の損害保険に比べて非常に高く、それゆえ掛金が高くなることから、国は農業災害補償法に基づき掛金の二分の一を負担し、より多くの農家が農業共済制度に加入できるよう支援してきました。

農業共済組合が事業運営にあたり経費の無駄を削減し、経営努力につながることは極めて有意義ではありますが、今般の事業仕分けにより、農業共済制度の負担金が削減され、結果的に農家の負担が増大することは、わが国農業の発展を阻害することにつながります。

よって、国会および政府におかれては、農業共済制度の健全な発展を図るとともに、国庫負担金の縮減が農家の負担増大につながらないように、必要な予算措置を講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
副総理・国家戦略担当大臣 様
農林水産大臣
財務大臣
内閣官房長官

以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議長発議第30号

○議長（石上 良夫君） 日程第23、議長発議第30号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、青砥日出夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 2 4 議長発議第 3 1 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 4、議長発議第 3 1 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 2 5 議長発議第 3 2 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 5、議長発議第 3 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も選挙事務について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

休憩します。

午後 0 時 0 5 分休憩

午後 0 時 0 5 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第10回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成21年第10回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後0時05分閉会

議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ここに平成21年第10回南部町議会12月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月7日の開会以来、本日までの11日間にわたり、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。

今回提出されました議案は、教育委員の同意人事案件を初め、一般会計、特別会計の補正予算、各種の条例改正など、多数に上りました。町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、深く敬意を表しますとともに、議員各位からの意見なり要望事項につきましては、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

政権交代によって国の政策は大きく転換し始めています。単なる個別政策の転換のみならず、現政権が掲げる地域主権改革、脱官僚主義は、国と地方のガバナンスのあり方を180度転換させるものであり、来年度の国の予算編成を待つまでもなく、自治体はいや応なく政策の見直しや変更を余儀なくされています。国の政策転換が自治体の政策に大きな変化をもたらすことは明らかであり、まさに自治体の地域主権の真価が問われていると言えます。

これからいよいよ厳寒に向かう折、皆様には御自愛の上、町政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます、迎える新しい年がよき年でありますようお願いして、閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本議会は12月7日から本日まで11日間開催になりましたが、この間、執行部提案の12議案すべて原案のとおり御承認賜りまして、本当にありがとうございました。

また、12月8日、9日には10名の議員さん方からそれぞれ一般質問をいただきました。新型インフルエンザの問題や、あるいは教育、子育て支援、そして天萬庁舎の改修といった今日的な町政の課題についてそれぞれ質問いただき、それぞれお答えをしておりますけれども、本議場でかみ合わなかった部分もあったと思います。また、議員活動の中で何かと御指導いただいたらと、このように願っております。よろしく願い申し上げたいと思います。

特に天萬庁舎の改修につきましては、4名の議員さんから御質問をいただいております。国の事業仕分けというようなことで、今大きく見直されつつあるわけございまして、国や県の支援を前提に計画をいたしておるこの天萬庁舎の改修計画は、私はこの事業仕分けというようなことにおいて、見直しを余儀なくされるというようなことがあってはならんと、このように思っております。計画どおり粛々と進めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解と、そして御協力をよろしくお願いを申し上げる次第であります。

国におきましては、37兆円程度の税収で90兆円の予算を組むというような大変な事態であります。加えて、円高、そして株安、デフレといった非常に厳しい状況があるわけでございます。そこに地域主権というような民主党政権の大きな方針転換がなされようとしておまして、仕事はふえて財源が来ないという事態が一番恐れているわけでございます。

このような中で、町民の皆さん方の暮らしを支える町政、町民の皆さん方に激励をする町政、元気づける町政というものをどのように果たしていったらいいのかと、このように思うわけでございます。特に失業の問題だとか、あるいは先ほど貸金業の意見書の採択もなされましたけれども、このような資金繰りの問題だとか、さまざまな病気や介護ですね、さまざまな問題について、役場がしっかりと支えをしていかんといけんというように考えておまして、そういうことをしっかりと果たしてまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

どうぞ、議員活動を通じまして、そのようなお困りの町民の皆様方があったら、ぜひしかるべき部署に御紹介いただきましてみんなで支えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

きょうは初雪にもなりまして荒れ模様でございますけれども、これから年末に向けて寒い日が続くと思います。議員各位には十分御自愛いただきまして御精励をされますように、そして、来る新しい年が輝かしい新年をみんなで迎えたいと思っております。よろしく願い申し上げ、お礼のごあいさつにかえたいと思います。どうもありがとうございました。